

JEITA

電子情報技術産業協会規格

Standard of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA CP-1203A

AV機器のアナログ信号の接続要件
Preferred Matching Values of Analogue Signals
for AV Equipment and Systems

1998年 7月制定

2007年11月改正

作 成

AV & IT機器標準化専門委員会
AV&IT Equipment Standardization Committee

発 行

社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

目 次

まえがき	1
1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語及び定義	1
3.1 音声信号	1
3.1.1 基準出力レベル	1
3.1.2 基準入力レベル	1
3.1.3 基準動作出力レベル	1
3.1.4 基準動作入力レベル	1
3.1.5 最大出力レベル	1
3.1.6 最大入力レベル	1
3.1.7 入力インピーダンス	1
3.1.8 出力インピーダンス	1
3.1.9 信号源インピーダンス	2
3.1.10 定格負荷インピーダンス	2
3.1.11 直流分許容レベル	2
3.1.12 プラグインパワー方式	2
3.2 映像信号	2
3.2.1 ビデオ信号	2
3.2.2 S映像信号	2
3.2.3 サグ	2
3.2.4 VS比	2
3.2.5 入力インピーダンス	2
3.2.6 出力インピーダンス	2
3.2.7 信号源インピーダンス	2
3.2.8 定格負荷インピーダンス	2
3.2.9 直流分許容レベル	2
3.3 一般相互接続	2
3.4 増幅器	2
3.5 デジタルオーディオ機器	2

JEITA CP-1203A

4. 引用規格	3
5. 表示	3
6. 規格	3
6.1 一般相互接続	3
6.1.1 音声	4
6.1.1.1 音声信号の接続条件	4
6.1.1.2 使用コネクタ	8
6.1.2 映像信号の接続条件	8
6.1.2.1 NTSC	8
6.1.2.2 コンポーネント映像信号	8
6.2 マイクロホンと増幅器の接続条件	9
6.2.1 マイクロホン	9
6.2.2 マイクロホン用増幅器	9
6.2.3 増幅器内蔵マイクロホン	9
6.2.4 信号の極性	9
6.2.5 プラグインパワー方式	9
6.3 レコードプレーヤ装置(ピックアップ)と増幅器の接続条件	10
6.4 スピーカと増幅器の接続条件	11
6.4.1 スピーカシステム	11
6.4.2 スピーカ用増幅器	11
6.4.3 音圧の極性	11
6.5 ヘッドホンと増幅器の接続条件	11
6.6 プリアンプとパワーアンプの接続条件	11
附属書 1 (規定) 映像信号の測定条件	13
附属書 2 (参考) 関連規格	14
解 説	
1. 改正に至る経緯	15
2. 改正の主な項目	15
3. 審議委員	15
旧規格(CP-1203)の附属書 1 バランス伝送の接続条件	19
旧規格(CP-1203)の解説	20

A V 機器のアナログ信号の接続要件

Preferred Matching Values of Analogue Signals for AV Equipment and Systems

まえがき この規格は、社団法人 電子情報技術産業協会・AV & IT 機器標準化専門委員会の傘下に設置した、CP-1203 改正プロジェクトグループにおいて作成し、2007 年 11 月に、社団法人 電子情報技術産業協会規格 JEITA CP-1203A として改正されたものである。

1. **目的** この規格は、AV 機器及び関連機器のアナログ信号による相互接続が、容易かつ合理的に行われるように、オーディオ信号と映像信号(ベースバンド)の電氣的信号レベル、インピーダンスを規定し、かつ国際規格である IEC 61938 との整合性も図り、使用者に便ならしめることを目的とする。

2. **適用範囲** この規格は、機器間相互接続において、主に民生用 AV 機器のアナログ信号の内、オーディオ信号と映像信号に適用する。また、これらの信号と接続される可能性のある機器、又は接続する意図を持って設計される機器にも適用する。なお、接続が限定された AV システムについても本規格を適用することが望ましい。デジタル機器であっても、そのアナログ入出力に対しては、この規格を適用する。

3. **用語及び定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

3.1 音声信号

3.1.1 **基準出力レベル** 機器接続上の基準となる出力レベル。

3.1.2 **基準入力レベル** 最終出力端子に基準出力レベルが得られる入力レベル。基準入力レベル、基準出力レベルを総称して基準レベルという。

3.1.3 **基準動作出力レベル** 機器相互接続時の運用上の基準とする出力レベルで、接続される機器の性能が得られる最小のレベル。基準出力レベルより 8 dB 低い値である。

3.1.4 **基準動作入力レベル** 最終出力端子に基準動作出力レベルが得られる最小の入力レベル。電力増幅器を含む機器では、機器が表示した定格出力を出すのに必要な入力レベルをいう。なお、基準動作出力レベル、基準動作入力レベルを総称して基準動作レベルという。

3.1.5 **最大出力レベル** 出力機器が出力しうる電圧の最大値。

3.1.6 **最大入力レベル** 入力機器が規定するひずみ値を超えない最大の入力信号レベル。

3.1.7 **入力インピーダンス** 入力端子から入力機器の内部を見たときのインピーダンス。

3.1.8 **出力インピーダンス** 出力端子から出力機器の内部を見たときのインピーダンス。